

# 令和5年度秦野市LPガス物価高騰対応支援金

## 募集要領

(申請の手引き)

第3版

令和5年9月29日



## 第1版

秦野市環境産業部 産業振興課

### 目次

1	はじめに	P 1
2	支援金交付にあたっての注意事項	
3	支援金交付の概要	P 2
	(1) 目的	
	(2) 支援金の交付対象事業	
	(3) 対象事業者	
	(4) 支援対象経費及び支援金額	
	(5) 料金請求額の値引きの方法	P 3
	【参考】値引きの実施方法の具体例	P 4
4	支援金交付の手続きについて	P 5
	(1) 支援金事業参加申請書の提出	
	(2) 事業の参加承認通知の送付	
	(3) 交付申請書の提出	P 6
	(4) 支援金の支払	P 7
5	事業完了後の関係書類の保管	P 7
	【参考】主な手続きの流れ	P 8
6	よくある質問	P 9
	(1) 支援対象となる一般消費者について	P 9～P 11
	(2) 値引きについて	P 11～P 13
	(3) その他	P 13～P 14
7	申請様式等	P 15～P 27
8	申請書等記載例	P 28～P 32

## 1 はじめに

本手引き（以下「手引き」という。）は、「令和5年度秦野市LPガス物価高騰対応支援金 交付要綱」（以下「要綱」という。）を補完するために作成するものです。

## 2 支援金交付にあたっての注意事項

秦野市LPガス物価高騰対応支援金は、公的な資金である地方創生臨時交付金を財源としており、市としては適正な執行を行うとともに、不正行為については厳正に対処します。

本支援金の交付を申請される方や交付を受ける方は、要綱及び手引きの内容を理解していただくとともに、次の点について十分認識したうえで、支援金に係る手続きを行ってくださいますようお願いいたします。

- (1) 本事業は、LPガス料金の上昇により影響を受ける一般消費者等の負担の緩和を図るためのものです。支援対象期間に恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為は行わないでください。
- (2) 支援金に関する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- (3) 本市又は委託業務の受注者から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適正な対応をいただけない場合、当該支援金に係る事業参加を承認できない又は参加承認の取消しを行う場合があります。
- (4) 支援金の交付を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間（令和10年度末まで）保管してください。
- (5) 偽りその他の不正な手段により、支援金の交付を不正に受けた疑いがある場合には、必要に応じて現地調査等を実施します。
- (6) 調査の結果、不正行為が認められたときは、当該支援金に係る事業参加承認を取消すとともに、交付した支援金を返還していただきます。
- (7) 要綱や手引きに記載のない部分については、市の指示に従ってください。

### 3 支援金交付の概要

#### (1) 目的

エネルギー価格の高騰による利用料金上昇の影響を受けた秦野市内のLPガス利用者の負担軽減を図ることを目的に実施するものです。

#### (2) 支援金の交付対象事業

交付対象事業は、(3)の対象事業者が、市内のLPガス一般消費者等※に対して、令和5年10月から12月までの請求におけるLPガスの利用料金の負担軽減（利用料金請求額の値引き）を行う事業とします。

※ 液化石油ガス法第2条第2項に規定する「一般消費者等」のうち体積販売で供給される者を指します。

なお、次のLPガス消費者に対する値引きは、支援金の交付対象になりません。

《対象にならないもの》

- ・ 質量販売による供給先
- ・ 高圧ガス保安法に基づくLPガスの供給先
- ・ 国及び地方自治体の事務を執行するための庁舎

#### (3) 対象事業者

支援金の交付対象となる者は次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

ア 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。次条において「液化石油ガス法」という。）第3条第1項の登録を受けている液化石油ガス販売事業者又はガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録を受けているガス小売業者であって、秦野市内の一般消費者等にLPガスを販売する者であること。

イ 令和5年10月から12月の検針・請求時に、秦野市内のLPガスを利用する一般消費者等に対して利用料金請求額の値引きを行い、当該事実を証明できること。（詳細は、(5)を参照）

#### (4) 支援対象経費及び支援金額

支援対象経費	支援金額
値引き原資	一般消費者等一契約当たり 380円×値引きを行った月数〔最大3か月分（令和5年10月～12月）〕
値引きに係る事務経費	支援金事業にかかる販売所・又は営業所1か所につき150,000円

## (5) 料金請求額の値引きの方法

令和5年10月・11月・12月の検針・請求時の間の各月の合計で、最大1,140円（税抜）を値引いてください。380円×3回（3か月）のように複数回に分けて値引きするか、最終月（12月）に1,140円をまとめて（一括）値引きを行ってください。（※1）

ただし、料金請求を行わない月や、請求額が基本料金を含め380円（税抜）に満たない月は支援金の交付の対象外です。

なお、380円×対象月数分の値引きは、必ず元値（税抜額）から行ってください。（※2）

また、利用者に対して、検針票やチラシ等により、値引きを行った旨と値引き額を通知するとともに、その写しなど各消費者に対する値引きの事実を証する書類等を保管してください。

※1：12月に一括して値引きができない場合は、11月で760円、12月で380円で値引くこともできます。

※2：消費者への表示は、表示例2のように内税（総額表示）方式とすることもできます。

《表示例1》

(例1) 10月検針・請求分の請求額が5,500円（税込）の世帯から1か月分の値引きを行う場合
5,000円（ <u>元値</u> （ <u>税抜</u> ））－380円（1か月分）＝4,620円（税抜）
消費税 462円
請求額＝5,082円（税込）

《表示例2》

(例2) 10月検針・請求分の請求額が5,500円（税込）の世帯から1か月分の値引きを行う場合
5,500円（税込）－418円（税込み1か月分）＝5,082円（税込）
（うち、消費税462円）

### (例) 値引きを通知する場合の文例

今回の検針・請求分のLPガス利用料金について、秦野市の支援で〇〇〇円値引きされています。
令和〇年〇月〇日
（事業者名）

【参考】値引き実施方法の具体例（税抜きでの例）

◆ 値引きパターンの標準例

	10月 検針・請求	11月 検針・請求	12月 検針・請求	合計
値引きパターン ①(毎月)	380円(税抜)	380円(税抜)	380円(税抜)	1,140円
値引きパターン ②(一括)	0円	0円	1,140円(税抜)	1,140円

※将来分を前もって値引きすることはできません。そのため、3か月分(1,140円)を一括で値引きする場合は、パターン2のように12月検針・請求分で行ってください。

◆ 11月下旬に契約解除した場合の対応例

	10月 検針・請求	11月 検針・請求	12月 (契約なし)	合計
値引きパターン ③(毎月)	380円(税抜)	380円(税抜)	/	760円
値引きパターン ④(一括)	0円	760円(税抜)	/	760円

※月途中の解約により、その月の請求額が基本料金を含め380円未満(税抜)となる月は支援対象になりません。

◆ 10月初旬から契約した場合の対応例

	10月 検針・請求	11月 検針・請求	12月 検針・請求	合計
値引きパターン ⑤(毎月)	--円	380円(税抜)	380円(税抜)	760円
値引きパターン ⑥(一括)	--円	0円	760円(税抜)	760円

※月途中の契約開始により、その月の請求額が基本料金を含め380円未満(税抜)となる月は支援対象になりません。

#### 4 支援金交付の手続について

本市では、本支援金の交付に関する書類審査等の事務を事業者に委託する予定です。支援金の交付に関する提出書類の内容確認や書類の補正依頼等について、委託業務の受託者から連絡することがあります。

##### 【審査事務等の受託事業者】

受託事業者については、別途連絡します。

#### (1) 支援金事業参加申請書の提出

##### ア 申請受付期間

令和5年8月1日（火）～令和5年8月31日（木）【消印有効】

##### イ 提出書類

- (ア) LPガス物価高騰対応支援金事業参加申請書（第1号様式）
- (イ) 概算事業費等報告書（第1号様式に添付する別紙）
- (ウ) 液化石油ガス法又はガス事業法の登録を受けた者であることを証明する書類（登録済証等）

※郵送の場合はコピー、メールはスキャナー等でのファイル

##### ウ 提出方法

本市ホームページから各様式等をダウンロードし、電子メール又は郵送により提出ください。

【秦野市ホームページ「LPガス物価高騰対応支援金について」URL】

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1689209876066/index.html>

◆「LPガス物価高騰対応支援金」で検索できます。

また、スマートフォンでの閲覧は、次のQRコードを活用ください。



<電子メールでの申請について>

申請方法については、本市ホームページからご確認ください。

メールアドレス：sangyou@city.hadano.kanagawa.jp

<郵送の場合の提出先>

住 所：〒257-8501

秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市環境産業部 産業振興課 工業労政担当

#### (2) 事業の参加承認通知の送付

LPガス販売事業者から提出のあった申請内容が要綱等の要件を満たし、

適当と認められる場合は、「L P ガス物価高騰対応支援金事業参加承認通知書（第 2 号様式）」を送付します。

申請内容が適当でないと判断した場合には、「L P ガス物価高騰対応支援金事業参加について（第 3 号様式）」にて、承認できない旨を通知します。

### (3) 交付申請書の提出

#### ア 提出期限

次のいずれかの期間で報告書を提出してください。

- ① 値引きを実施した各月分の請求が完了した日から 30 日以内
  - ② 最終値引き実施月分（12 月）の請求が完了した日から 30 日以内
- ※一括値引きにおいて、契約解除等による最終の検針・請求が 11 月となる場合は、期限は 12 月の検針・請求と同じとします。

#### イ 提出書類

次に掲げる書類を提出してください。

- (ア) 秦野市 L P ガス物価高騰対応支援金交付申請書（第 4 号様式）
- (イ) 別紙「値引き実績報告書」（4 号様式関係）
  - a 対象世帯（管理番号など世帯を特定できるもの）
  - b 供給先の市町村名（秦野市） ※秦野市内の一般消費者が対象です。
  - c 支援対象期間（10 月から 12 月）検針・請求を行った月
  - d 値引き対象期間（10 月から 12 月）に行った値引き額
- (ウ) 第 4 号様式に記入した口座情報〔金融機関名、支店名・預金種目（普通・当座等）、口座番号、口座名義人〕が記載されたページの写し
- (エ) 交付申請書兼実績報告書の提出後に、市が無作為に選んだ一般消費者等（5 件程度）について、値引きの事実が確認できるもの（検針票、値引き額を明示した別紙の写し等）の提出を、電話、ファックス又は電子メールにより依頼させていただきます。

なお、交付申請の対象となる契約が 5 件以下の場合には、交付申請と合わせて提出できるとします。
- (オ) その他市長が必要と認める書類（※）

※市から指示があった場合に提出

#### ウ 提出方法

市ホームページから様式をダウンロードし、必要な添付書類を添えて電子メール又は郵送により提出してください。

<ホームページ URL>

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1689209876066/index.html>

◆「L P ガス物価高騰対応支援金」で検索できます。

また、スマートフォンでの閲覧は、次のQRコードを活用ください。



<参加申請書の郵送提出> ⇒ 参加申請の受付は8月31日に終了

住 所：〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市環境産業部 産業振興課 工業振興労政担当

電話 0463-82-9646

<交付申請書の郵送提出> [令和5年10月23日～令和6年1月31日まで]

住 所：〒259-1315 神奈川県秦野市柳町1-13-3 メイビル3F

「秦野市L P ガス物価高騰対応支援金申請受付事務所」宛て

電 話 1： 0463-64-2244 (問い合わせ)

〃 2： 090-3627-3179 (〃)

F A X： 0463-64-2204 (F A Xでの申請は不可)

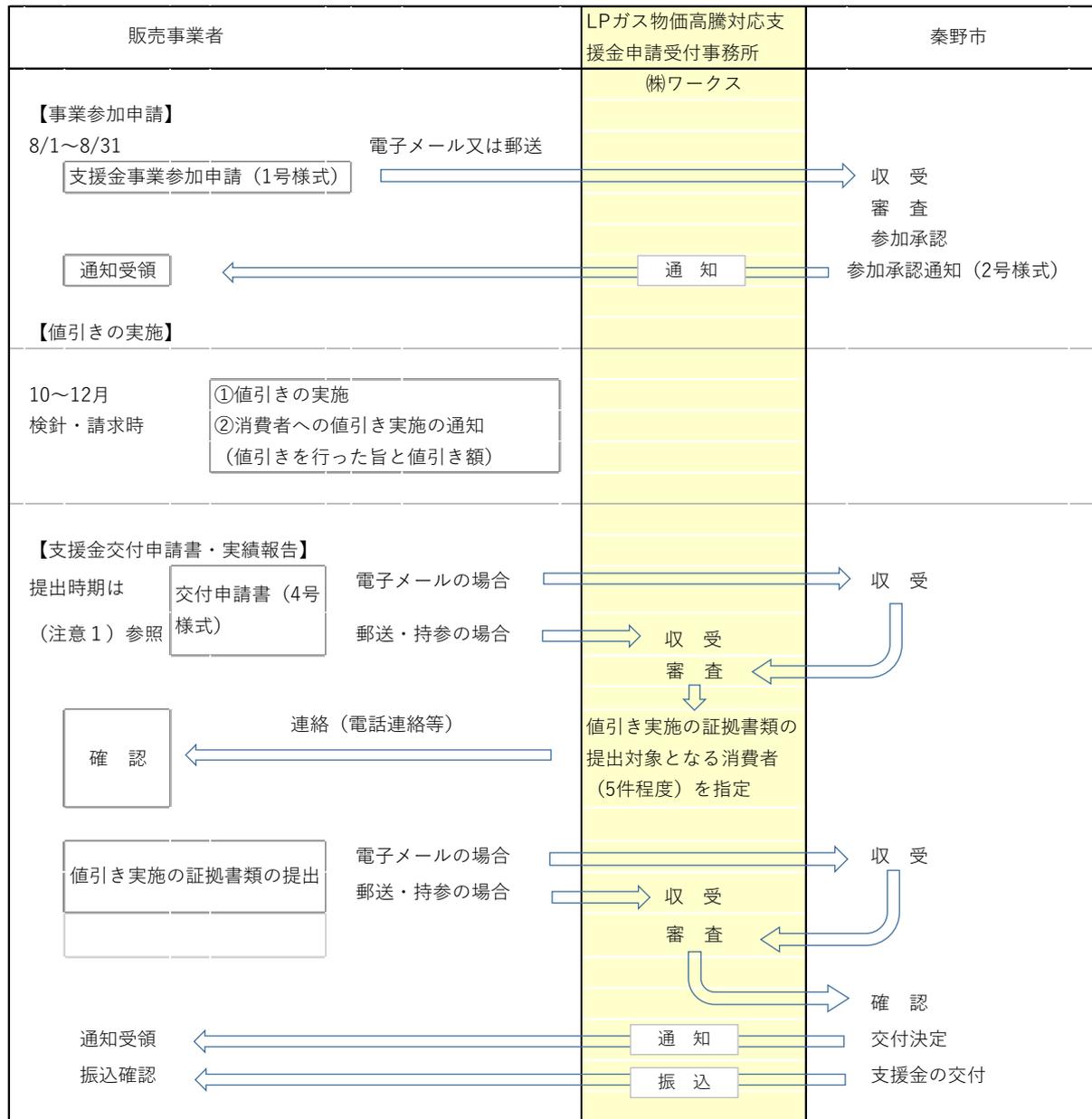
#### (4) 支援金の支払

交付申請書の内容が適当と認められる場合に、交付決定から1か月程度で指定された口座に振り込みます。

### 5 事業完了後の関係書類の保管

支援金の交付を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間（令和10年度末まで）保管してください。

## 【参考】主な手続きの流れ



（注意1） 「交付金申請書」は、次のいずれかの時期に提出してください。

- ① 値引きを実施した各月分の請求が完了した日から30日以内
- ② 最終値引き実施月分（12月）の請求が完了した日から30日以内

（注意2） 値引きにかかる事務経費（1営業所あたり15万円）の交付は、最終値引き実施分（12月）と併せて行います。

### 【書類の保存】

令和10年度末まで関係書類（※）を保管する必要があります。

※ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿。当該収入及び支出の証拠書類

## 6 よくある質問

### (1) 支援対象となる一般消費者について

Q1 値引きの対象者は誰か。

A. 秦野市内で液化石油ガス法又はガス事業法に基づきLPガスの供給を受けている方のうち、体積販売にて供給される方が対象です。

Q2 質量販売で供給を行っている消費者は対象となるか。

A. 対象外となります。

Q3 秦野市外の事業所が秦野内の消費者にLPガスを供給している場合、対象となるか。

A. 対象となります。

Q4 秦野市外の消費者にLPガスの供給を行っているが、この消費者に値引きを行った場合、支援対象となるか。

A. 対象外となります。

Q5 支援対象期間は令和5年10月から12月までであるが、対象となる消費者のうち、9月に契約解除を行った者は対象となるか。

A. 9月に契約解除をし、契約解除をした月に検針・請求を行った方については、対象外となります。事業参加申請時には、10月に検針・請求が発生する方を基に概数を記載ください。

Q6 コミュニティガス（旧簡易ガス）も対象となるか。

A. 対象となります。

Q7 飲食店のような店舗は対象になるか。また、店舗兼自宅のような場合も対象となるか。

A. 液化石油ガス法又はガス事業法に基づき供給を行っていれば対象となります。具体的には、冷暖房用や飲食物の調理、クリーニング業や浴場業にガスを使用する店舗は対象となります。

なお、農作物の栽培のための冷暖房用にLPガスを使用する場合は、対

象外となります。

Q8 供給先が事業所の場合で対象外となるのはどのような場合か。

A. 高圧ガス保安法に基づき、L P ガスの供給を受けている事業所は対象外となります。具体的には、工事用にL P ガスを用いる場合、農作物の栽培にL P ガスを用いる場合、工場等で工業用にL P ガスを用いる場合は対象外となります。

Q9 警察署と消防署は対象となるか。また、駐在所は支援の対象となるか。また、消防団の詰所はどうか。

A. 警察署、消防署及び消防団の詰所については、支援対象外となりますが、駐在所は官舎を兼ねるため支援の対象となります。

Q10 公民館、集会所は支援の対象となるか

A. 公民館や集会所等の地域住民の利用を主な目的とする施設は、支援の対象となります。

## (2) 値引きについて

Q11 支援金は1世帯単位となっているが、複数メーターを取り付けている場合、メーター単位でよいか。

A. 利用料金の請求額の算定元となるメーターごとに1消費者（世帯）として扱ってください。

Q12 ガスの使用量が0 m<sup>3</sup>の場合は対象となるか。また、ガスの使用量が1 m<sup>3</sup>未満の場合は対象となるか。

A. いずれの場合も、基本料金を含めたひと月のガス料金の合計が380円（税抜）以上となる月は、対象となり、380円未満（税抜）となる月は対象外となります。

Q13 単価契約（基本料金がなく、従量料金だけの契約）は対象となるか。

A. 単価契約をしており、ひと月のガス料金が380円（税抜）未満となる

月は対象外となります。ひと月のガス料金が 380 円（税抜）以上となる月は対象となります。

Q14 2世帯住宅で、世帯ごとにメーターがない場合でも2世帯分値引きしてよいか。

A. 2世帯住宅であってもメーターが1つしかなければ1消費者(世帯)として扱ってください。

Q15 集合住宅で法人等が社宅として複数の部屋を一括で契約している場合、対象となるか。

A. 対象となります。なお、社宅等として複数の部屋を一括で契約している場合は、利用料金の請求額の算定元となるメーター数に応じた一般消費者数として対象となります。つまり、算定元となるメーターが1つしかない場合は、1消費者として扱い、算定元となるメーターが5つある場合は、5消費者として扱います。

Q16 国の機関、地方自治体の施設は対象となるか。また、公立幼稚園、小中学校、公立保育園等は対象か。

A. 国及び地方自治体の事務を執行するための庁舎は対象外となります。それ以外の施設（幼稚園・保育園（私立含む）、小中学校（私立含む）、高等学校（私立含む）、病院、図書館等の公共施設等）については、液化石油ガス法又はガス事業法に基づき供給を行っているのであれば、対象となります。

Q17 消費者への値引きの通知方法は、検針票又は請求書への明記でよいか。

A. 検針票又は請求書に次の例を参考に明記してください。

例：「秦野の支援で、〇〇〇円（実際の値引き額）値引きされています」

なお、上記の文言での明記が難しい場合は、「秦野市の支援で〇〇〇円値引」のように短縮した記載でも問題ありません。

Q18 検針票等への明記が困難な場合、どのように対応すればよいか。

A. 明記が困難な場合は、本手引き3ページ記載の例を参考にチラシ等によ

り、市の支援にて値引きが行われている旨の通知をお願いします。

Q19 1,140 円の値引きの仕方について、手引きでは均等に値引きを行う方法と一括での値引き方法が記載されているが、販売事業者が値引きの方法を選択のうえ、値引きの実施を行うことでよいか。

A. 380 円（税抜き）×3 か月（10 月～12 月）のように均等に値引きするのか、一括で 1,140 円（税抜き）の値引きを行うかについては、販売事業者様に選択いただけます。（参加申請時に選択）

一括での値引きを行う場合は、12 月の検針・請求時での一括値引きとなります。

なお、消費者への値引き表示は、418 円（税込み）/月や、3 か月 1,254 円（税込み）とすることもできますが、本事業での支援は元値を支援するものであり、その消費税分は支援の対象外です。御注意ください。

Q20 10 月（または 11 月）の検針・請求時に 3 か月一括で値引きを行っても問題ないか。

A. 将来の分を前もって値引きすることはできません。一括での値引きは、使用量と請求額が確定した 12 月の検針・請求分で行ってください。

なお、事業者の判断で 11 月の検針・請求分で、まず、10 月分の値引きを含めた 780 円を値引き、残りを 12 月分の検針・請求分で 380 円を値引くこともできます。

Q21 12 月に一括で値引きを予定しているが、11 月（または 10 月）に消費者から契約解除があった場合、どのように扱えばよいか。

A. 12 月での一括値引きを予定している中で、消費者から 10 月又は 11 月に契約解除の申し出があった場合は、契約解除があった月の検針・請求時に一括で値引きを実施してください。

例えば、11 月末をもって契約解除をした場合、11 月の検針・請求分にて、760 円（380 円/月×2 か月（10・11 月分）の値引きを行ってください。

なお、月途中の契約解除により、その月の請求額が基本料金を含め 380 円（税抜）以上の月は、支援の対象となり、380 円未満（税抜）の月は対象外となります。

Q22 1 2月の検針・請求分で1,140円を一括値引きする予定だったが、値引き前の請求額が1,140円を下回った場合、どのように値引きを行えばよいか。

A. 請求額の全額を値引きすることになります。1 2月検針・請求での値引きの上限は1,140円ですが、値引きができなかった分を含めたマイナス請求や、値引きができなかった額を令和6年1月の検針・請求分に繰り越すことはできません。

供給契約の内容や毎月のLPガス使用量が少なく1 2月の検針・請求額から、3か月分の値引き額の全額(1,140円)が引ききれないことが予想される場合には、1 1月の検針・請求から、1 0月分を含めた2か月分の780円、1 2月の検針請求時に380円を値引くなど、使用量の実績が確定した月の請求から2回以上に分ける対応としてください。

なお、2回以上(上限380円/月)で分けた値引きを実施した場合でも、支援金の交付申請は一括で行えます。

### (3) その他

Q23 秦野の消費者にLPガスを供給している事業所は複数あるが、事業参加申請と実績報告書の提出については、事業所単位で行うのか。

A. 事業参加申請と実績報告書の提出については、法人(本社)単位での申請をお願いします。

Q24 事業参加申請時と実績報告時で、対象世帯数に差が出て問題ないか。

A. 問題ありません。事業参加申請時には見込みの数で構いません。

Q25 1 0月から1 1月の3か月間の値引きを各月で行う予定(※)だが、交付申請・実績報告は毎月行わなければならないのか。

※12月での一括値引きではない。

A. 3か月分の交付申請・実績報告をまとめて申請・報告いただいても問題ありません。その場合は、1 2月の値引き実施分の請求が完了した日から30日以内に交付申請と実績報告をお願いします。

※支援金の交付申請には、申請時に実績の報告が必要になります。

Q26 検針日と請求日が別の場合は、どちらの日から起算して30日以内に実績報告書を提出しなければならないのか。

A. 当月分の請求完了日から起算して30日以内に実績報告書を提出してください。

Q27 第4号様式別紙について、独自の様式での提出でも問題ないか。

A. 第4号様式別紙の内容が満たされているのであれば、独自の様式でも構いませんが、事業所ごとに分けて記載をお願いします

## 7 申請様式等

### 第1号様式（第5条関係）

#### L P ガス物価高騰対応支援金事業参加申請書

年 月 日

（宛先）

秦野市長

所在地

事業者名称

代表者氏名

電 話

秦野市L P ガス物価高騰対応支援金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて秦野市L P ガス物価高騰対応支援金事業への参加を申請します。

なお、交付を受けるに当たっては、秦野市L P ガス物価高騰対応支援金交付要綱を遵守します。

概算値引き総額 円（詳細は、別紙「概算事業費等報告書」のとおり）

概算値引き件数 件（ // ）

#### 1 誓約事項

本事業への参加申請に当たり、次の事項を誓約します。

- (1) 本申請書に記載した事業所等は、現に運営をしており、秦野市内の一般消費者等にL P ガスを供給しています。
- (2) 代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者はありません。
- (3) 申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、交付要件に該当しないことが判明した場合には、本支援金を返還します。

#### 2 調査の実施及び協力への同意

申請後に代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確

認するため、秦野市から求めがあった場合は、確認に必要な個人情報の提出に応じるとともに、秦野市が神奈川県警本部に照会することについて、代表者及び役員全員が同意します。

### 3 添付書類

- (1) 別紙「概算事業費等報告書」
- (2) 液化石油ガス法又はガス事業法の登録を受けた者であることを証明する書面

[問合せ先]

所属・部署名等		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	F A X	
	e-mail	

(別紙)

概算事業費等報告書

事業所名:

事業所所在地:

1 概算値引き総額（申請見込み額）及び値引き件数（対象数）

総額（値引き額+事務経費）	150,000	円
概算値引き件数	0	世帯
内訳	1,140	円 (3か月分) × 件 = 0
事務経費		150,000
		円

2 交付申請時期

支援金の交付を受けるには値引きの実績報告と支援金の交付申請の両方の提出が必要です。  
10月分から12月分までの支援金の交付申請方法(時期)について回答してください。

どちらかに○

1. 毎月値引きの翌月に申請

2. 一括申請（来年1月に3か月分を申請）

F No. . . . ( )  
年 月 日

（事業者・法人名、所在地）  
（代表者・申請者氏名） 様

秦野市長

L P ガス物価高騰対応支援金事業参加承認通知書

年 月 日付けで参加申請のありました秦野市L P ガス物価高騰対応支援金事業については、秦野市L P ガス物価高騰対応支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第6条第1項の規定により承認したので、通知します。  
なお、支援金を交付する条件は、次のとおりです。

支援金交付条件

(1) 交付対象と期限

- ア 年 月 日付けで参加申請のあった事業とします。
- イ 値引きの実績報告及び支援金の交付申請を定められた期日までに行うものとします。

(2) 参加承認決定の取消し

次の場合、この支援金事業への参加承認決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ア 支援金対象事業者該当しないことが判明した場合
- イ 支援金の事業承認の内容若しくはこれに付した条件又は交付要綱に基づき市長が行った指示に違反した場合
- ウ その他、偽り等不正の手段により支援金の交付を受けたことが判明した場合

(3) 帳簿類の保管等

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、その収入及び支出についての証拠書類を整理し、その帳簿及び証拠書類を支援金の額の確定日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属す

る年度の終了後5年間保管すること。また、支援金の交付を受けた事業者が帳簿及び証拠書類の保存期間が満了しない間に解散する場合は、交付要綱第13条の規定により権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は、市長）に帳簿及び証拠書類を引き継ぐものとします。

(4) 所在地等の変更の届出

所在地、代表者等を変更したときは、交付要綱14条の規定より文書により本市に届け出るものとします。

(5) 事業承認後の取下げ

事業承認を受けた支援金事業を中止するときは、事業承認の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、書面（任意様式）によりその旨を申し出るものとします。

事務担当は、

電話

第3号様式（第6条関係）

F No. ・ ・ （ ）  
年 月 日

様

秦野市長

L P ガス物価高騰対応支援金事業参加について（通知）

年 月 日付けで参加申請のありました秦野市L P ガス物価高騰  
対応支援金事業については、不承認としたので、通知します。

1 不承認の理由

2 その他

〔 事務担当は、  
電話 〕

第4号様式（第8条関係）

LPガス物価高騰対応支援金交付申請書

年 月 日

（宛先）  
秦野市長

所在地  
事業者名称  
代表者氏名  
電 話

秦野市LPガス物価高騰対応支援金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

申請金額	円 <input type="checkbox"/> 毎月申請（ 月分） <input type="checkbox"/> 一括申請		
値引き件数	件（実績）		
添付書類等	<input type="checkbox"/> 実績報告（申請金額と値引き件数の内訳に相当）		
別途提出	値引きの事実が確認できるもの（検針票、値引き額を明示した紙面等） ※		
金融機関名		口座の種類	普通・当座
支店名		口座番号	
（ふりがな） 口座名義人			

※値引き対象（実績）の中から本市が指定したものを提出してください。

◆ 実績報告書（毎月申請用）

別紙（第8条関係）

**実績報告書〔実際にLPガス料金を値引いた一般消費者と値引き額の一覧〕**

事業所名： \_\_\_\_\_

12月分値引き

後日、秦野市が表中から無作為に選んだ一般消費者の値引き実績（5件程度）について、値引きの事実が確認できるもの（検針票、値引き額を明示した紙面等）を提出していただきます。

No.	値引き対象（一般消費者） （管理番号など世帯を特定できるもの）	秦野市 （一般消費者の所在地）	検針・請求を行った月 （既に申請した分は除く）			左記の期間の値引き額（円） （既に申請した値引き分は除く）			
			10月	11月	12月	10月	11月	12月	合計
例③ (12月分の検針・請求)	123-45-67890 (又は一般消費者名)	秦野市	-	-	○	-	-	380	380
1									0
2									0
3									0
4									0
5									0
6									0
7									0
8									0
9									0
10									0
11									0
12									0
13									0
14									0
15									0
16									0
17									0
18									0
19									0
20									0
21									0
22									0
23									0
24									0
25									0
26									0
27									0
28									0
29									0
30									0
<b>値引き額総計（A）</b>						0	0	0	0
<b>事務経費（B）</b>									150,000
<b>申請額（A+B）</b>									150,000

※行が足りない場合は適宜追加してください

※ 12月申請分を掲載しています。

◆実績報告書（一括申請用）

別紙（第8条関係）

実績報告書〔実際にLPガス料金を値引いた一般消費者と値引き額の一覧〕

3か月分一括申請用  
(10月から12月分)

事業所名： \_\_\_\_\_

後日、秦野市が表中から無作為に選んだ一般消費者の値引き実績（5件程度）について、値引きの事実が確認できるもの（検針票、値引き額を明示した紙面等）を提出していただきます。

No	値引き対象（一般消費者） （管理番号など世帯を特定できるもの）	秦野市 （一般消費者の所在地）	支援対象期間において 検針・請求を行った初めの 月と終わりの月			値引き対象期間において 行った値引き額（円）			
			10月	11月	12月	10月	11月	12月	合計
例① (10月から12月まで検針・請求を行った場合)	123-45-67890 (又は一般消費者名)	秦野市	○	○	○	380	380	380	1,140
例② (11月から12月まで検針・請求を行った場合)	123-45-67890 (又は一般消費者名)	秦野市	-	○	○	0	380	380	760
1									0
2									0
3									0
4									0
5									0
6									0
7									0
8									0
9									0
10									0
11									0
12									0
13									0
14									0
15									0
16									0
17									0
18									0
19									0
20									0
21									0
22									0
23									0
24									0
25									0
26									0
27									0
28									0
29									0
30									0
値引き額総計(A)						0	0	0	0
事務経費(B)									150,000
申請額(A+B)									150,000

※行が足りない場合は適宜追加してください

様

秦野市長

L P ガス物価高騰対応支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、L P ガス物価高騰対応支援金  
について、次のとおり決定しましたので、秦野市L P ガス物価高騰対応支援金  
交付要綱第9条の規定により通知します。

交付決定金額		百万		千			円
交付条件							
指示事項							

（ 事務担当は、  
電話 ）



第7号様式（第14条関係）

L P ガス物価高騰対応支援金事業代表者等変更届

年 月 日

（宛先）  
秦野市長

住 所  
氏 名  
電 話

秦野市L P ガス物価高騰対応支援金交付要綱第14条第1項の規定により、  
次のとおり変更届を提出します。

なお、届出に当たり、届出書の裏面にある事項を誓約し、調査等の実施に同意  
します。

変更事項

変更前	変更後

〔問い合わせ先〕

所属・部署名等		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	F A X	
	e-mail	

◆ 誓約事項

本事業への参加に当たり、次の事項を誓約します。

- (1) 本申請書に記載した事業所等は、現に運営をしており、秦野市内の一般消費者等にLPガスを供給しています。
- (2) 代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者はありません。
- (3) 申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、交付要件に該当しないことが判明した場合には、本支援金を返還します。

◆ 調査の実施及び協力への同意

申請後に代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、秦野市から求めがあった場合は、確認に必要な個人情報の提出に応じるとともに、秦野市が神奈川県警本部に照会することについて、代表者及び役員全員が同意します。

## 8 申請書等記載例

### 第1号様式（第5条関係）【記載例】

#### L P ガス物価高騰対応支援金事業参加申請書

年 月 日

(宛先)  
秦野市長

所在地 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号  
事業者名称 (株)秦野市役所LPガス  
代表者氏名 秦野太郎  
電話 0463-82-5111

秦野市LPガス物価高騰対応支援金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて秦野市LPガス物価高騰対応支援金事業への参加を申請します。

なお、交付を受けるに当たっては、秦野市LPガス物価高騰対応支援金交付要綱を遵守します。

概算値引き総額 720,000 円 (詳細は、別紙「概算事業費等報告書」のとおり)  
概算値引き件数 500 件 ( " )

#### 1 誓約事項

本事業への参加申請に当たり、次の事項を誓約します。

- (1) 本申請書に記載した事業所等は、現に運営をしており、秦野市内の一般消費者等にLPガスを供給しています。
- (2) 代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者はありません。
- (3) 申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、交付要件に該当しないことが判明した場合には、本支援金を返還します。

#### 2 調査の実施及び協力への同意

申請後に代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、秦野市から求めがあった場合は、確認に必要な個人情報の提出に応じるとともに、秦野市が神奈川県警本部に照会することについて、代表者及び役員全員が同意します。

#### 3 添付書類

- (1) 別紙「概算事業費等報告書」
- (2) 液化石油ガス法又はガス事業法の登録を受けた者であることを証明する書面

審査等で不明な点があれば、こちらに記載のある担当者様に連絡します。必ず記入してください。

[問合せ先]

所属・部署名等	ガス課	
担当者氏名	秦野 次郎	
連絡先	電話番号	0463-82-5111
	F A X	0463-82-5112
	e-mail	sangyou@lp

(様式1の別紙)【記載例】

(別紙)

### 概算事業費等報告書

事業所名: (株)秦野市役所LPガス

事業所所在地: 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

#### 1 概算値引き総額(申請見込み額)及び値引き件数(対象数)

総額(値引き額+事務経費)	720,000 円	秦野市内の契約件数(記入時点)
概算値引き件数	500 世帯	
内訳	1,140 円(3か月分) × 500 件 = 570,000 円	
	事務経費	150,000 円

#### 2 交付申請時期

支援金の交付を受けるには値引きの実績報告と支援金の交付申請の両方の提出が必要です。  
10月分から12月分までの支援金の交付申請方法(時期)について回答してください。

どちらかに○

57万円+15万円=72万円

1. 毎月値引きの翌月に申請

2. 一括申請(来年1月に3か月分を申請)

この例では、

1回目: 10月分19万円を11月に申請

2回目: 11月分19万円を12月に申請

3回目: 12月分19万円及び事務経費15万円を翌年1月に申請

を予定しているとなります。

第4号様式（第8条関係）【記載例】

L P ガス物価高騰対応支援金交付申請書

年 月 日

(宛先)  
秦野市長

所在地 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号  
事業者名称 (株)秦野市役所LPガス  
代表者氏名 秦野太郎  
電話 0463-82-5111

秦野市LPガス物価高騰対応支援金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

申請金額	190,000円 ■毎月申請(10月分) □一括申請		
値引き件数	500件 (実績)		
添付書類等	■実績報告 (申請金額と値引き件数の内訳に相当)		
別途提出	値引きの事実が確認できるもの(検針票、値引き額を明示した紙面等) ※		
金融機関名	はだの銀行	口座の種類	普通・当座
支店名	桜町支店	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	カブシキガイシャ ハダノシヤクシヨ エルピ-ガス (株)秦野市役所LPガス		

※値引き対象(実績)の中から本市が指定したものを提出してください。

○裏面に、担当者・問合せ先の記載欄があります。

[裏面]

[担当者・問合せ先]

所属・部署名等	総務部総務課 総務担当	
担当者(氏名)	はだの じろう 秦野 次郎	
連絡先	電話番号	0463-01-2345
	F A X	0463-01-3456
	e-mail	lp@gasugasu.aaa.jp

◆毎月申請用の記載例（12月分）

別紙（第8条関係）

**実績報告書〔実際にLPガス料金を値引いた一般消費者と値引き額の一覧〕**

事業所名：(株)秦野市役所LPガス 12月分値引き

後日、秦野市が表中から無作為に選んだ一般消費者の値引き実績（5件程度）について、値引きの事実が確認できるもの（検針票、値引き額を明示した紙面等）を提出していただきます。

No.	値引き対象（一般消費者） （管理番号など世帯を特定できるもの）	秦野市 （一般消費者の所在地）	検針・請求を行った月 （既に申請した分は除く）			左記の期間の値引き額（円） （既に申請した値引き分は除く）			
			10月	11月	12月	10月	11月	12月	合計
例③ (12月分の検針・請求)	123-45-67890 (又は一般消費者名)	秦野市	-	-	○	-	-	380	380
1	111-1111	秦野市			○			380	380
2	111-1112	秦野市			○			380	380
3	120-1111	秦野市			○			380	380
4	121-3353	秦野市			○			380	380
5	121-3354	秦野市			○			380	380
6	121-3355	秦野市			○			380	380
中 略									
498	121-3498	秦野市						380	380
499	121-3499	秦野市						380	380
500	121-3500	秦野市						380	380
									0
									0
<b>値引き額総計（A）</b>						0	0	190,000	190,000
<b>事務経費（B）</b>									150,000
<b>申請額（A+B）</b>									340,000

※行が足りない場合は適宜追加してください

事務経費15万円は12月分で申請。

# ◆実績報告書（一括申請用）

別紙（第8条関係）

## 実績報告書【実際にLPガス料金を値引いた一般消費者と値引き額の一覧】

3か月分一括申請用  
(10月から12月分)

事業所名: \_\_\_\_\_

### ①【検針・請求を行った月】の記入

検針・請求を実施した月  
⇒ 「○」を記載  
未契約や契約解除などで、検針・請求を行わなかった月  
⇒ 空欄とする。

### ②【値引き額(円)】の記入

値引きをした月⇒金額を記載  
しなかった月⇒0(ゼロ)を記載  
検針・請求をしなかった月  
⇒空欄  
【注意】「合計」には各月の金額の合計が自動で入ります

### ③【記入欄のチェック】

(1) 検針・請求に○が入った月は、値引き額の欄にも数字が入っている。★1  
(2) 検針・請求がない月には、値引き額の欄は空欄となっている。  
(3) 各欄の合計に誤りがない。

計算式あり(10月~12月までの合計が自動で計算されます)

No.	値引き対象(一般消費者) (管理番号など世帯を特定できるもの)	秦野市 (一般消費者の所在地)	検針・請求を行った月			左記の期間の値引き額(円)				記入例の補足説明
			10月	11月	12月	10月	11月	12月	合計	
記入例① 毎月定額で値引きし、3か月分まとめて申請	123-45-67890 (又は一般消費者名)	秦野市	○	○	○	380	380	380	1,140	記入例①(補足) 10月から12月まで、各月の検針・請求分から380円を値引きを実施したが、市への交付申請(実績報告)はまとめて行う場合
記入例② 12月検針・請求から3か月分を一括で値引き	123-45-67891 (又は一般消費者名)		○	○	○	0	0	1,140	1,140	記入例②(補足) 事業実施期間の最終月(12月検針分)で3か月分(1140円)をまとめて値引きした場合
記入例③ 11月・12月の検針請求で、3か月分を値引き	123- (又は一般消費者名)					0	760	380	1,140	記入例③(補足) 基本料金が低い等、12月検針・請求分から、3か月分(1140円)を一括した値引ができないため、11月・12月の検針・請求分から値引くとした場合 ★2
記入例④ 12月検針・請求なし、10月、11月は値引き実施	123-45-67889 (又は一般消費者名)	秦野市	○	○		380	380		760	記入例④(補足) 10月、11月の検針・請求分からそれぞれの月380円を値引きしたが、契約解除により12月検針・請求分はない場合
記入例⑤ 12月分の検針・請求なし、11月に一括値引き	123-45-67890 (又は一般消費者名)	秦野市	○	○		0	760		760	記入例⑤(補足) 11月・11月の2か月分の値引き(760円)を契約の最終月11月の検針・請求分でまとめて値引きした場合
記入例⑥ 10月の検針請求なし、11月の検針・請求から値引きを実施	123-45-67890 (又は一般消費者名)	秦野市		○	○		380	380	760	記入例⑥(補足) 11月から検針を開始。11月、12月の検針・請求額からそれぞれ380円を値引いた場合
記入例⑦ 10月の検針請求なし、12月の検針・請求から2か月分を一括値引き	123-45-67891 (又は一般消費者名)	秦野市		○	○		0	760	760	記入例⑦(補足) 11月から検針を開始。11月、12月の検針・請求額の2か月分(760円)を12月検針・請求分でまとめて値引きした場合
1									0	
2									0	
中略										
49									0	
50									0	
値引き額総計(A)						0	0	0	0	
事務経費(B)										150,000
申請額(A+B)										150,000

※行が足りない場合は適宜追加してください

●検針・請求はしたが値引き実績がない場合は、値引き額欄には「0」(ゼロ)を記入

●期間の途中から契約し、新たに値引きした場合の例

記入例⑥、⑦参照。11月分から請求。10月の検針・請求欄は空欄。10月は請求自体がないため金額欄も空欄。

●期間の途中で解約し、検針・請求等(その値引き)を中断した場合の例

記入例④、⑤参照。12月分の検針・請求ないため、12月の検針・請求欄は空欄。値引き額欄は空欄。

●請求料が380円未満の場合

請求額(基本料金を含む)が380円を下回った。その場合は、支援金の対象外となるため、検針・請求欄は空欄(便宜上)とし、値引き額欄は空欄。